

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①新たな保険外併用の仕組みの創設

1	1の項目は、①「新たな保険外併用の仕組みの創設」(1頁～2頁)に記載						
---	------------------------------------	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立

3 、 5 、 8 11 、 15 19 、 21	3、5～8、11～15、19～21の項目は、②「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフットィング確立」(3頁～7頁)に記載						
---	--	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善							
22	医薬品・医療機器そのものが持つ価値の評価とその活用	イノベーションの適切な評価を行う観点から、例えば、患者のQOLの向上効果がどの程度あるかを客観的に評価する指標や、実質的な医療・介護費用の削減効果の指標を、イノベーションの評価に活用する仕組み等を検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定における試行的導入を視野に入れて検討・導入に合わせて結論	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、医薬品・医療機器の診療報酬上の評価に際して費用対効果評価を試行的に導入することとし、関係通知の発出を行った。	費用対効果評価の本格的な導入に向けて、中央社会保険医療協議会費用対効果評価専門部会において引き続き検討。
26	医療材料等に対応する手技料の適切な算定	再生医療等製品を使用する手術において、手術の難易度に応じた適切な手技料を算定できるよう検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	・再生医療等製品については、保険適用希望のあった個別の製品の特性を踏まえ、医薬品の例により対応するか、医療機器の例により対応するかを、薬事承認の結果を踏まえて判断した上で、薬価算定組織又は保険医療材料専門組織で償還価格について検討し、その結果を踏まえ、中央社会保険医療協議会総会で薬価基準又は材料価格基準に収載するかを審議することとした。 ・平成28年1月に保険適用した再生医療等製品については、当該再生医療等製品を使用する際の技術料を、平成28年度診療報酬改定において新設。	再生医療等製品の医療保険上の取扱いに関し独自の体系を作るかどうか等について、中央社会保険医療協議会総会において引き続き検討。
27		新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備し、明確化する。	平成26年度措置	厚生労働省	措置済	厚生労働省では、今までも医薬品・医療機器の事前相談を本省で個別に実施してきたところであるが、積極的に相談に応じることを目的として、平成27年度予算を措置し、保険適用に関する相談会を本省以外(4箇所)でも開催した。	平成28年度においても保険適用希望書提出の窓口となる職員を全国各地(4箇所予定)に派遣し、医薬品・医療機器開発企業等を対象として保険適用に関する相談会を開催する。
28	医薬品・医療機器の価格予見性の向上	医薬品・医療機器の価格算定における革新性・周期性の評価が、どのような場合にどの程度なされるのかについて、明確な基準を検討し、結論を得る。	(医薬品) 平成26年度検討・結論 (医療機器) 平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	措置済	医薬品については、平成26年4月に類似薬効比較方式の加算率、平成27年3月に原価計算方式の補正率の定量的算出法を検討し、中央社会保険医療協議会総会で了承を得た。医療機器についても、平成27年3月に類似機能区分比較方式の加算率の定量的算出法、平成27年8月に原価計算方式における営業利益率の調整の定量的算出方法を検討し、中央社会保険医療協議会総会で了承を得た。	今後、具体的事例を集積し、必要に応じて中央社会保険医療協議会において検討。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築							
40	7対1入院基本料の在り方の検討	急性期医療を担う医療機関にのみ7対1入院基本料が適用されるよう、平成26年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、7対1入院基本料の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度診療報酬改定に合わせて検討・結論	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定において、急性期に密度の高い医療を必要とする状態が適切に評価されるよう、一般病棟の「重症度、医療・看護必要度」について見直しを行うなど、7対1入院基本料の基準の厳格化を行った。	
42	プライマリ・ケア体制の確立	プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、 ①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。 ②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。 ③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	① 措置済 ② 検討中 ③ 措置済	①平成26年度、平成27年度に総合診療専門医を含む新たな専門医について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の検討を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。 ②日本専門医機構において、総合診療専門医の更新制度を含む研修制度の検討が継続されている。また、総合診療専門医を含む新たな専門医の仕組みの検討状況につき、医療関係者から地域医療の確保への影響が強く懸念されていることを踏まえ、厚生労働省においては、新たな専門医の養成プログラムの評価や地域医療への影響等について、平成28年3月に「専門医養成の在り方に関する専門委員会」を設置し、並行して検討を開始することとした。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。 ③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施。	①平成28年度予算において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上。 ②「専門医養成の在り方に関する専門委員会」の検討状況等を踏まえ、新たな専門医の仕組みの運用方針について関係者の合意が得られ次第直ちに「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」等において、総合診療専門医を含む新たな専門医の広告について検討を行い、その結果に基づき所要の手続を行う。 ③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。
						閣議決定に示された内容が実施されていない。	

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑤生活の場での医療・介護環境の充実							
43	在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化	在宅診療を主として行う保険医療機関に対し、外来応需体制を求める運用の在り方を検討し、結論を得た上で、必要な措置をとる。 また、診療所開設において、例えば必ずしもエックス線装置を設けなくともよい等、開設要件を明確化し、都道府県に周知する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	被保険者のフリーアクセスを確保する観点から、外来応需体制を有していることが原則であることを明確化した上で、外来診療が必要な患者が訪れた場合に適切に紹介できる協力医療機関を確保する等の要件を満たす場合は、在宅医療を専門に実施する診療所の開設を認めるとともに、そのような医療機関に対する診療報酬上の評価を新設した。 また、開設要件については、今後全国会議等の場で入念的に周知を行い、例示のあった診療所開設におけるエックス線装置の設置は法令上必須としていない旨明確化した。	

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備							
52	52の項目は、③「保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの整備」(8頁)に記載						
55	歯科診療報酬明細書の電子化の推進	歯科のみならず医科・調剤も含めて診療報酬明細書の電子化をより促進するために、一定件数以上の請求件数があり電子化対応が行われていない医療機関の状況について、電子化対応が困難な理由を調査し、平成27年4月時点の電子化の普及状況と併せて公表を行う。	平成27年度上期措置	厚生労働省	措置済	平成27年4月診療分の電子化が行われていない医療機関(医科・歯科・調剤)の状況等については、一定件数以上の制限を付し「電子化未対応状況」として厚生労働省HPに掲載・公表済み。 また、それに伴い平成27年4月診療分の電子化の普及状況についても同様に厚生労働省HPに掲載・公表済み。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099015.html	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑨看護師の「特定行為」の整備							
61	看護師の「特定行為」の対象の検討	制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。	平成28年度までに随時措置	厚生労働省	措置済	「看護師等が行う診療の補助行為及びその研修の推進について」(平成27年10月1日付医政看発1001第1号厚生労働省医政局看護課長通知)を发出し、特定行為には該当しないものの看護師が行うことが可能である行為を明示したほか、これらの行為は特定行為と同等に行為の侵襲性が高く、かつ技術的な難易度が高い医行為であることから、実施に当たっては医療安全の確保のため研修を実施すべきことを周知した。	特定行為とされなかった行為のうちその実施にあたり留意が必要なものについて、看護師等がその行為を安全に行うための研修の実施を推進。

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
3	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	平成27年度の予算事業として、導入を検討している中小企業へのコンサルティングと業種別に多様な正社員に関するモデル就業規則の作成(飲食業、小売業)を実施。また、平成28年度予算案に継続して、企業への政策的支援の取組を計上。	平成28年度予算案において、多様な正社員の導入を検討している企業に対するコンサルティング等の支援を継続的に講じ、さらなる支援策を講じる。
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討開始	厚生労働省	検討中	○平成27年3月31日に学識経験者等からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を設置し、有料職業紹介事業等の規制の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を開始し、これまで13回開催したところ。	平成28年4月以降さらに議論を深めていく予定。
6	労使双方が納得する雇用終了の在り方	労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。 ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。	①平成26年度検討開始、1年を目途に結論 ②平成26年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める	厚生労働省	①措置済 ②措置済	①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上、都道府県労働委員会の個別労働紛争処理の活用促進に向けた中央労働委員会事務局による支援体制の整備等について、検討し、結論を得たところ。 ②・都道府県労働局の「あっせん」事案、裁判所の「労働審判」、「和解」事案に関する調査及び、 ・海外10か国程度の個別労働紛争解決制度や運用の実情に関する調査を終了し、取りまとめたところ。	①都道府県労働局で行っているあっせんへの使用者側の参加率向上については、都道府県労働局に対し、参加率の向上を図るよう、必要な指示を行い、措置を講じた。また、中央労働委員会事務局については、個別労働関係紛争に関する情報収集・分析・提供等を行うための室を設け、都道府県労働委員会への支援体制を整備した。 ②左記の調査結果を踏まえつつ、現在、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、 ・既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策や、 ・解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性について検討を進めているところ。

3. 創業・IT等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
①起業・新規ビジネスの創出・拡大							
8	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	—	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。 また、本事業については、国立大学法人評価委員会において評価を行うことになっており、平成26年度実績については、平成27年11月に結果を公表した。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。
9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省	—	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。 また、本事業については、国立大学法人評価委員会において評価を行うことになっており、平成26年度実績については、平成27年11月に結果を公表した。	各事業年度終了後三月以内の報告及び国立大学法人評価委員会を通じて、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等の検証を行う。
11	研究設備に対する高圧ガス規制の緩和(許可制度の緩和)	高圧ガス使用量が100m ³ /日未満の研究設備について、国際競争力の維持・向上を図る必要があることを踏まえつつ、災害のリスクが微小な設備にあっては、新設・変更時に必要となる手続の簡素化に向けて届出となる対象範囲を拡大するなど、規制の合理化を図る具体的な方法について、事業者の要望を確認しつつ、検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成26年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	未措置	高圧ガスの処理能力が100m ³ /日未満の製造設備について、独立・非連結のものについては処理量を合算しないことができることとし、当該製造設備は第二種製造者として手続きを簡素化することについて、平成28年3月9日に開催された産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会にて結論を得た。	当該結論を踏まえ、速やかに通達等の改正を行う予定。
15	外部委託先の監督についての明確化	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、現在行われている財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討に積極的に参加するとともに、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督の在り方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	金融庁	措置済	公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)が主催した「金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会」の報告書を踏まえた安全対策基準の改訂に関する検討部会にオブザーバとして参加し、クラウドサービス事業者への監査方法等、適切なリスク管理のあり方等について提言を行った。 同検討部会の議論を踏まえ、平成27年3月24日に安全対策基準の改訂案が固まり、平成27年6月29日にFISC安全対策基準(第8版追補改訂)として発刊された。 これにより金融機関におけるクラウドサービス利用の共通的な規範が整備された。 <安全対策基準改訂の主なポイント> ・事業者選定にあたっての客観的評価(安全対策水準、業務遂行能力等) ・安全対策を盛り込んだ契約の締結	今後もFISCの安全対策基準を参考にしつつ検査・監督を行うこととしており、クラウドサービスの適切なリスク管理等について検査・監督を通じて周知徹底をはかっている。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
17	食品加工・輸出手続の円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については全国3か所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、実施する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成28年度中に一般共通科目は全国3か所を実施、専門科目は複数回実施することを確認した。	平成28年度中に一般共通科目は全国3か所を実施、専門科目は複数回実施する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
②ITによる経営効率化							
28	公的機関からの電子的手段による通知の促進①	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。	平成27年9月までに措置	総務省	措置済	eLTAXの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会において、平成27年9月を目処にeLTAXの改修を進めている。	一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年8月にeLTAXの改修が完了し、今後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修することで、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始することが可能である。
29	公的機関からの電子的手段による通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況にあわせ検討・結論	総務省	検討中	IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において、マイ・ポータル及びマイ・ガバメントのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて検討を行っている。	IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会マイナンバー等分科会において、マイ・ポータル及びマイ・ガバメントのあり方を議論しているところであり、各納税義務者が専用のホームページで税額を参照できる仕組みについて、マイ・ポータルの機能と併せて引き続き検討を行う。
30	公的機関からの電子的手段による通知の促進③	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月までに措置	総務省	措置済	「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて、一般社団法人地方税電子化協議会において、平成27年9月を目処にeLTAX仕様の統一フォーマットの検討を行っている。	「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて、一般社団法人地方税電子化協議会において平成27年8月にeLTAX仕様の統一フォーマットの策定が完了し、平成28年度に送付する分に対応することが可能である。
31	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論	警察庁 総務省	—	事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行うこととされているところ、現時点において、事業者等からの具体的な提案がなされていない。 なお、公的個人認証の民間利用拡大に関する規定を含む、犯罪収益移転防止法施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)の改正が行われた(平成27年9月18日公布、当該規定部分は28年1月1日施行済み。)	今後、事業者等から具体的な提案が行われ次第、マネー・ロンダリング対策の必要性和取引の利便性とを勘案しつつ、具体的な検討を行う予定。
32	教育情報化の推進に関する制度見直し等	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	平成26年度検討開始、平成28年度結論	文部科学省	検討中	平成27年5月より「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議を開催し、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行っている。	平成28年中に結論を得ることを目標に、平成28年夏頃に中間まとめを行う予定。
33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省	検討中	・CIM試行業務・工事における成果品作成の手引き(案)の策定。 ・CIM導入ガイドラインの骨子(目次等)を策定。 ・CIM導入ガイドライン素案について、策定に向けて検討中。	・CIM試行業務・工事における成果品作成の手引き(案)を平成28年3月中に策定 ・平成28年度末までにCIM導入ガイドラインの策定予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
35	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修において措置する。	平成27年度措置	総務省	措置済	規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて、地下街等の閉空間における電波申請の簡素化に関する機能改修の検討を行い、平成28年3月11日に当該機能改修を実施し、3月12日から免許申請の受付が可能となった。	—
37	金融機関に対する取引照会の一元化(国税に係る調査等における取引照会のオンライン化)	取引照会に係る電子化については、関係する金融機関等の意向を聴取するとともに、国税当局、及び各金融機関におけるシステム改修のスケジュールや費用、社会保障・税番号制度の運用開始や今後の当該番号制度における利用範囲を巡る議論の動向などを十分踏まえながら、双方向オンライン化も含め、具体的方法や時期を検討する。	平成26年度以降継続的に検討し、番号制度を巡る議論の状況等を踏まえた上で、出来るだけ早期に結論を得る(結論に応じ、その後3年以内を目途に必要な措置)	財務省	検討中	各業界団体とオンライン化の方法等について継続的に協議を行ったが、業界団体によっては、オンライン化を要望しないところもあったほか、オンライン化を要望する業界団体からも、具体的なシステムの内容等が示されることはなかった。このため、国税庁において、システム案を各業界団体に提示するべく、その内容等について検討を行ってきたところ。	業界団体の中には、システムの内容や費用負担等によって判断すると回答しているところもあることから、引き続き、システム案の内容等について検討を進め、改めて各業界団体の意向を確認する。その上で、費用対効果等の観点も含め、オンライン化について検討を行っていく。
38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	検討中	地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討状況について、一般社団法人生命保険協会に対し情報提供等を行った。	規制改革実施計画の内容に沿って各業界団体と協議する。
39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁	—	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、業界団体及び金融機関に対するヒアリングを行ったが、導入を希望する業界団体等がなかった。	今後、業界団体等から要望があった場合やオンライン化の必要性が生じた場合には、オンライン化に関する検討を再開する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③産業の新陳代謝							
44	44の項目は、⑱「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)』(50頁)に記載						
48	保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化	保険契約を移転する場合において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、株主や保険契約者の保護等について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討し結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁	措置済	保険契約の包括移転は、移転先保険会社に不測の巨大損害リスクを生じさせるケースも想定され、株主総会の決議を不要とすることで株主保護が図られなくなるおそれがあることから、提案に直ちに対応することは困難であるとの結論に達した。	—
49	アプリ(前払式バーチャルコイン付き)廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用	電磁的な方法により利用される前払式支払手段の発行の廃止に伴う払戻しの公告を、電磁的方法により行いうるものとするについて検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置	金融庁	措置済	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書(平成27年12月22日公表)において、インターネット上で利用されるプリペイドカードである場合、業務廃止時の公告について、日刊新聞紙による公告に代えて、会社法で認められている電子公告の選択を許容すると取りまとめられた。	金融審議会における報告書の内容を踏まえ、必要な改正事項を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出した(平成28年3月4日)。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④国民の選択肢拡大							
50	50の項目は、㉓「風営法規制の見直し」(53頁)に記載						

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革							
63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	—	照会文書の用語・書式が統一されていない業界の業界団体に対するヒアリングを実施したところ、現時点において、用語・書式の統一化を求める業界団体及び金融機関はなかった。	今後、用語・書式の統一化を求める業界団体又は金融機関が現れた場合には、検討を再開する。
66	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	兼務による弊害防止、保険会社の業務の健全性確保に留意し、保険会社グループの実態を見極めつつ、認可手続の簡素化について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職に当たっては、兼務による弊害防止や保険会社の業務の健全性確保の観点から、認可を得ることを求めているものであり、例え、グループ内の会社との兼職であっても、利益相反やオーバーワーク等について問題がないかを慎重に確認する必要があることから、提案に直ちに対応することは困難であるとの結論に達した。	—
67	保険会社の行う従属業務に係る収入依存先規制の収入依存先の緩和	従属業務子会社の収入依存先規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	従属業務子会社の収入依存先規制における収入依存先については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、主として保険会社等のためにその業務を営んでいる会社を対象としている。この点、子法人等、関連法人等及び保険代理店については、主として保険会社等以外の会社のために、その業務を営んでいる場合もありうることから、提案に直ちに対応することは困難であるとの結論に達した。	—
70	連結決算状況表等の提出期限の緩和	銀行の連結決算状況表等の提出期限について、監督指針に基づく報告等の見直しの枠組みの中で検討し結論を得る。	平成26年度検討・結論	金融庁	措置済	平成27年度中間決算分より、単体・連結ともに「又は決算発表日の前日のいずれか早い日」を削除することで、提出期限を緩和。	—
74	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び一般的な設計法に関する基準の策定	農林水産省にてCLT(※)のJAS規格を制定する。国土交通省にてCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成27年度までに検討し、結論を得次第措置する。農林水産省においても強度データの収集等に協力する。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	JAS規格については措置済み 一般的な設計法については、平成27年度までに検討し、結論を得次第措置	国土交通省 農林水産省	措置済	JAS規格(直交集成板)については農林水産省において平成25年12月20日に策定済み。 CLTを用いた一般的な設計法等については、国土交通省と農林水産省において進めてきた実験・解析等により所要の技術的知見が得られたことから、国土交通省において、当該告示を平成28年3月31日及び4月1日に公布・施行することについて報道発表した(平成28年3月31日)。	—
81	主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取扱いの緩和	継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを監理技術者制度運用マニュアルにおいて明確化する。	平成26年措置	国土交通省	措置済	監理技術者制度運用マニュアルにおいて、継続雇用制度の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されているものとみなすことを平成28年3月28日付で通知し、明確化した。	—

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
85	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・結論・措置	国土交通省	検討中	業界団体を通じて行った調査においては、期間拡大の必要性が確認できなかったため、要望元において改めてニーズ調査を行っており、その結果を踏まえて結論を得る。	調査の結果を踏まえ、結論を得る。

4. 農業分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①農地中間管理機構の創設

1	1の項目は、⑪「農地中間管理機構の機能強化」(20頁)に記載						
---	--------------------------------	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

②農業委員会等の見直し

2 7		2～7の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(23頁～24頁)に記載					
10		10の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(29頁)に記載					
11		11の項目は、⑪「農地中間管理機構の機能強化」(22頁)に記載					

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し

13	13の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(28頁)に記載						
----	--	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

④農業協同組合の見直し

14 、 20	14～20の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(25頁～27頁)に記載						
---------------	---	--	--	--	--	--	--

5. 貿易・投資等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
①対日投資促進							
6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより高齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降 継続実施	外務省 厚生労働省	—	社会保障協定の締結については、これまでに15カ国との間で協定が発効しており、平成26年10月にはルクセンブルクとの協定に署名し、平成27年9月に国会承認された。平成27年11月にはフィリピンとの社会保障協定に署名し、今国会(平成28年通常国会)に提出したところ。また、現在スウェーデン、中国、トルコ、スロバキアとの間で政府間交渉を、オーストリア、フィンランドとの間で当局間協議を実施している。	相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②空港規制の緩和							
8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	—	羽田空港における飛行経路の見直し等の具体化に向けて関係自治体等と協議を行うなど、2020年までの首都圏空港の空港処理能力約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。	首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直し等について、平成28年夏までに環境影響に配慮した方策を策定するなど、2020年までの年間発着枠約8万回の拡大に最優先に取り組む。また、2020年以降の機能強化については、成田空港の抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、引き続き、関係自治体等と検討を進める。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
④相互認証の推進							
17	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。	平成26年度検討・結論・措置	総務省	措置済	平成25年6月から、情報通信審議会情報通信技術分科会電波利用環境委員会の下にワイヤレス電力伝送作業班を設置し、型式指定や型式確認等のより簡易な手続を導入するための技術的条件について検討を実施。 平成27年1月に家電機器用システムについて、同年7月に電気自動車用システムについて、それぞれ情報通信審議会の一部答申を得た。 また、情報通信審議会の検討結果や実証実験等で得られたデータ等について、ITU等の国際機関への情報提供を実施。 情報通信審議会一部答申に基づき、電波法施行規則及び関係告示の改正等を行い、平成28年3月15日に公布・施行。	
19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討、結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省	未措置	動物用医薬品の承認審査手続については、関係府省において審査期間を短縮するための手続の見直しを行い、関係府省で同時並行的に審査を進めること等が可能となるよう、関係通知等の改正を行うこととしたところ。	平成28年度上半期を目途に関係通知等の改正を行う。
20	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。	平成26年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 国土交通省 環境省	未措置	平成26年3月に国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において成立した乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)に関し、平成27年2月、中央環境審議会において、国内排出ガス試験法への導入等が答申された。また、総合資源エネルギー調査会と交通政策審議会の合同会議において、検討を行い、平成28年3月25日にWLTPを国内燃費試験法に導入することを決定し、とりまとめを行った。答申及びとりまとめを踏まえ、WLTPを国内排出ガス・燃費試験法に導入するため、「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)」を改正し、「自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年環境庁告示第1号)」等の関係告示について改正作業を行っているところ。	WLTPの国内排出ガス・燃費試験法への導入に関し、平成28年中を目途に「自動車排出ガスの量の許容限度(昭和49年環境庁告示第1号)」等の関係告示を改正する。
23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	—	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを5回開催し、計51規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	第46回電気用品整合規格検討ワーキンググループを平成28年5月に開催し、IEC規格の改定があった16規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定としている。 引き続きJ規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。
28	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。	平成26年度継続検討、平成27年度を目処に結論、結論を得次第措置	農林水産省	未措置	組換えワクチンへのシードロットシステムの導入について、薬事・食品衛生審議会で審議し、了承済(平成28年3月14日)。	平成28年度上半期を目途に、関係告示の改正を行う。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
30	家庭用品品質表示の国際整合化①(指定品目の見直し)	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	消費者庁	措置済	表示が必要となる家庭用品について政令で全品目を指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするため、政令及び内閣府令の改正を行った(政令は平成28年3月15日に閣議決定、政令・府令とも平成28年3月18日公布)。	改正政令及び改正内閣府令は、平成28年4月1日に施行予定である。
31	家庭用品品質表示の国際整合化②(表示内容の見直し)	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	消費者庁	未措置	平成26年度に関係事業者等に対するヒアリング調査及び意見交換会を実施し、表示内容の見直しに対するニーズを把握した。これを踏まえ、平成27年度には、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の事業者等と計10回の勉強会を開催し、専門的・技術的観点から実現可能性のある改正の内容を取りまとめた。	左記の改正内容を基に、消費者等の意見も踏まえつつ、順次表示の標準となるべき事項を定める告示の改正を行う予定である。
32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁	未措置	国際規格に合わせて洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程を改正した(平成27年3月31日公布)。また、電気冷蔵庫に関するJIS規格の改正を踏まえて電気機械器具品質表示規程を改正し、平成28年3月1日に公布・施行した。そのほか、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の表示内容について、No.31において記載した勉強会において事業者のグローバル展開の促進の観点からも議論を行い、これも踏まえ改正の内容を取りまとめた。	左記の改正内容を基に、消費者等の意見も踏まえつつ、順次表示の標準となるべき事項を定める告示の改正を行う予定である。また、平成28年度に政令及び内閣府令、平成29年度に告示を英文化することを予定している。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化							
44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	検討中	重水素及び重水素化合物の輸出規制については、国際輸出管理レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国などの諸外国の運用等を踏まえ、検討中。	諸外国の運用状況の把握を行いつつ、国際輸出管理レジーム(NSG)の会合対応等を含め、より合理的な制度の在り方について引き続き検討していく予定。

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑥入管政策の改定							
47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	—	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、査証料金が低価格であり、申請時の提出書類が少ない。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が図られているところ、現時点において見直しの必要性は認められない。	トランジット・ビザに関しては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。
49	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し②(海外臨船審査の導入・拡大)	クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。	平成26年度以降も引き続き検討、結論を得たものから順次措置	法務省	検討中	公海上の外国籍クルーズで入国審査手続を行うことに関し船籍国に対して、個人識別情報を受けるとして同意を求めるとともに、同意を得た国のクルーズ船から海外臨船審査の実施に向けて準備を進めている。	公海上の船内で個人識別情報を提供させることについて同意を得られた国のクルーズ船から順次実施予定。
55	日本人女性の就労を促す家事支援策の検討(外国人家事支援人材の活用)	女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。	平成26年度検討開始	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省	措置済	改正国家戦略特区法、同法施行令(平成27年9月1日施行)、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(平成27年9月9日内閣総理大臣決定)において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする措置を講じた。 平成27年12月15日に、神奈川県全域において同事業を実施するとして東京圏区域計画を認定し、平成28年3月28日には地方自治体等による神奈川県第三者管理協議会を立ち上げ、この協議会で、外国人材を受け入れようとする企業が政令等で定める要件に適合していることの確認申請の受付を開始した。	大阪市全域において、平成28年6月を目途に同事業を実施する予定。

6. 改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)等における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施内容	
3	改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準	協議会の意見に利用者の意向が十分反映されるよう、その運用方法には十分配慮すべきである。	—	国土交通省	措置済	規制改革会議の意見書の指摘を踏まえて検討を行い、協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、地方運輸局を通じて各協議会を指導している。(平成27年2月2日自動車局長通達)	協議会において利用者の意向を十分に踏まえた上で議論が行われるよう、引き続き地方運輸局を通じて各協議会を指導していくこととしている。
4		特定地域における規制が、独禁法の適用除外、新規参入・増車の禁止、違反者に対する刑罰の制裁というきわめて強いものであること、また、特定地域の指定が「特に必要な場合」に限定されていること、に鑑みると、指定基準を適用した結果、特定地域内の営業車両総数が、全国の営業車両総数の半数を有意に下回る割合とすべきである。	—		措置済	改正タクシー特措法の趣旨を尊重するとともに、規制改革会議の意見書の指摘も勘案して検討を行い、平成27年1月30日に特定地域の指定基準を策定した。(平成27年1月30日自動車局長通達) なお、指定基準に該当し、特定地域として指定した地域は19地域、車両数ベースで約29%となっている。	引き続き指定基準を運用していく。
5		運転者の賃金水準を向上させるには、最低賃金の遵守、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し、給与体制の再構築(歩合給と固定給のバランスの見直し)など雇用環境の改善が何より重要である。衆議院及び参議院の附帯決議を受けて、国土交通省は早急に雇用環境の調査と改善に取り組むべきである。 法施行3年後の見直しに向けて、国土交通省は、①運転者の賃金水準の向上、②サービス面の競争の活発化など利用者利便の向上、の2点を中心に地域ごとの効果を検証し、毎年発表すべきである。	—		検討中	最低賃金の遵守等については、厚生労働省と協力し、引き続き、共同監査などを通じて取り組んでいくこととしている。 また、改正タクシー特措法の施行状況やその効果についてフォローアップを行うため、学識経験者、利用者代表、タクシー関係者等を構成員とする「新しいタクシーのあり方検討会」を平成27年1月に設置し、検討を行い、平成28年3月に最終とりまとめを策定したところ。	検討会の最終とりまとめを踏まえ、運転者の賃金水準の向上、利用者利便の向上等地域ごとの効果を定期的に把握・分析し、結果を公表することとしている。

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

1. 健康・医療分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①医薬分業推進の下での規制の見直し

1 : 8	1～8の項目は、④「医薬分業推進の下での規制の見直し」(9頁～10頁)に記載
-------------	--

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②医薬品に関する規制の見直し							
9	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、副作用の早期発見など、安全性確保に留意の上、中央社会保険医療協議会において検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省	措置済	中央社会保険医療協議会において検討した結果、新医薬品の処方日数制限については、安全性確保の観点から継続するとの結論に至った。	-
10 、 11	10～11の項目は、⑤「市販品と類似した医療用医薬品(市販品類似薬)の保険給付の在り方等の見直し」(11頁)に記載						
12	スイッチOTCの更なる推進	『日本再興戦略』改訂2014を踏まえ検討中の新たな仕組みにおいては、多様な主体が意見を提出できるようにし、その検討プロセスの透明性を確保するなど、有用な意見を適切に反映する仕組みを確実に構築する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	産業界・消費者等のより多様な主体からの意見が反映される仕組みについて、関係団体及び業界と調整を進め、平成27年5月の薬事・食品衛生審議会要指導・一般用医薬品部会及び同年6月の薬事分科会において、「医療用から要指導・一般用医薬品への転用に関する検討会議」を設置することについて、了承されたところである。	当該検討会議を本年4月にも設置し、今後、多様な主体からの要望の集約や議論の透明性の確保等を図る仕組みについて、適切かつ円滑な運用を進める。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し							
13	レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しに合わせた検討・結論	厚生労働省	検討中	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの状況を注視しつつ、検討課題の確認を行っている。	引き続き「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の検討状況と注視しながら、検討課題の確認・抽出を行う。
14	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける民間利用の拡大	民間企業でも公益性の高い研究は可能であることから、民間企業に所属する研究者であっても、NDBデータの公益目的での利用が可能となるよう、民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みを構築する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	未措置	民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みの構築については、今後は「NDBオープンデータ」(公表の集計表)の作成過程において民間企業等からの要望を受け付けることについて、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において議論し、結論を得た。	平成28年度から、NDBオープンデータの作成の際に民間企業からの要望を受け付ける予定としている。
15		これまで「サンプリングデータセット」を提供した関係者等の意見も踏まえつつ、探索的研究が可能な「サンプリングデータセット」の内容の充実を図る。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	これまで、10月診療分のみであったサンプリングデータセットについて、1月、4月、7月診療分についても新たに作成するとともに、年齢階級コードの追加等を行うことについて、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の承認を得て、拡充したサンプリングデータセットの提供を図った。	—
16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立) 平成27年度措置 (オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策) 平成28年度検討・結論	厚生労働省	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立)措置済 (オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策)検討中	平成27年度にレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(東京)とレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(京都)で試行的利用を開始した。こうした試行的利用も踏まえ、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」においてオンサイトリサーチセンター運用のための基本方針を策定し、運用ルールの確立を行った。	平成28年度からのオンサイトリサーチセンターのガイドライン等の整備において、オンサイトリサーチセンターの特性を生かした活用も含めて検討を行っていく。
17	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける最少集計単位の検討	研究成果の公表に当たり、集計単位が市区町村の場合に患者数等が100未満になる集計単位が含まれていないことを条件とすることの妥当性について、提供依頼申出者の意見を聴いた上で検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年度の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、研究成果の公表の際の市区町村の集計単位について検討を行い、一部の人口規模の大きい市区町村については、集計単位の引き下げを行った。	平成28年度以降、新たな市区町村の集計単位の運用を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
18	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける地方公共団体の利用手続簡素化	提供依頼申出者が地方公共団体である場合のNDBデータの提供の枠組みの在り方について、その利用目的等に応じた再整理を行うとともに、特に迅速にデータ提供を行う必要がある場合には、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の意見聴取を省略することを検討し、結論を得る。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年度の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、都道府県からの医療計画策定のための提供依頼申出については、当該会議による審査を原則省略できるようガイドライン改正を行った。	-
19	レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析の効率化	NDBを活用したレセプトデータ分析がより容易になるよう、電子レセプト上で省略されている各診療行為等の点数や回数、診療識別を補完する等、NDBのシステム改修を行う。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成26年度のNDBのシステム改修において、電子レセプト上で省略されている各診療行為等の点数や回数、診療識別を補完する等の機能を付加する改修も行った。	-
20	レセプト情報・特定健診等情報データベースによる分析の効率化	研究者等が自らの研究にNDBデータを活用することが可能か事前に判断できるようにするため、項目ごとの出現率などのデータ精度に関する情報等、NDBデータの分析に役立つ情報について精査し、公表する。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	厚生労働省	未措置	平成27年度におけるNDBオープンデータの作成過程において、当該オープンデータに研究者におけるNDBデータの活用方等に関する情報を含めることについて検討し、結論を得た。	研究者におけるNDBデータ活用方等の情報を含んだNDBオープンデータが平成28年度に公表予定である。
21	医療データの活用に向けた検討	厚生労働省内において、各種医療データのデータベース化の進捗管理や、省全体でのデータ利用を可能とする方策の検討、医療機関の負担軽減につながる各種調査の見直し、医療機関へのフィードバックを含む第三者提供の在り方に関する検討等を行うため、部局横断的なワーキング・グループを設置する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成27年3月に、医療データ効率活用ワーキング・グループを設置した。	-
22	医療データの活用に向けた検討	「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の医療分野の統計調査について、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、病床機能報告制度、NDB及びDPCデータとの重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討を行った上で、調査事項の見直しを行う。	統計調査の定期的な見直し(病院報告は平成28年度、医療施設調査及び患者調査は平成29年度)に合わせて措置	厚生労働省	検討中	医療データ効率活用ワーキング・グループにおいて、医療分野の統計調査と医療データとの重複を整理し、医療機関の負担軽減方策の検討を行い具体的な対応方針について決定した。 【主な対応方針】 ○統計調査の一部統廃合を図る。 ○医療データと類似する項目は、統計調査の項目から削除する。	調査実施に向けて変更の手続きを進める。
23	地方厚生局が保有するデータの活用	厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。	平成27年度中に検討開始、平成29年度にシステムを稼働させることにより措置	厚生労働省	検討中	平成29年度中にシステム稼働をすべく平成28年度予算要求を行ったが、当該システムの政府共通プラットフォームへの移行時期(平成30年度後半を予定)を踏まえ、全額査定となった。現在、政府共通プラットフォームへの移行について検討を行っており、この検討を踏まえ平成29年度予算要求の準備を行っているところである。 閣議決定に示された内容が実施されていない。	平成29年度予算要求を行い、政府共通プラットフォームへの移行に併せて平成30年度中のシステム稼働を行うことにより措置することとしている。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
24	DPCデータの活用	DPCデータについて、厚生労働省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築する。	平成29年度措置	厚生労働省	検討中	システム、セキュリティ等の要件定義の策定、システム構築に当たっての各種設計等を行った。	平成29年度中のデータベース構築に向け、各種設計に基づいたシステムの実装、テスト、データ移行等を行う。
25		「病床機能報告制度」により報告された医療データの活用促進のため、都道府県ホームページにて結果を公表する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	全都道府県のホームページにて平成26年度病床機能報告の結果が公表された。	全都道府県のホームページで、平成27年度病床機能報告の結果を公表予定。
26	病床機能報告制度の活用	調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の既存の調査との重複を整理し、NDBのレセプトデータ等から抽出できる情報の活用についての検討も行った上で、必要に応じ制度の見直しを行う。	医療施設調査及び患者調査の見直し時期等に合わせ、平成29年度措置	厚生労働省	検討中	医療データ効率活用ワーキング・グループにおいて、医療データとの重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討した。 医療データの活用については、データの時点、対象及び連結について課題があることから、引き続き、検討を継続する。	医療データ効率活用ワーキング・グループにおいて引き続き検討。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
④遠隔モニタリングの推進							
27	有用な遠隔モニタリング技術の評価	在宅酸素療法及びCPAP療法について、安全性、有効性等についてのエビデンスを確認した上で、患者の利便性向上や医療従事者の負担軽減の観点から対面診療を行うべき間隔を延長することも含めて、遠隔でのモニタリングに係る評価について、中央社会保険医療協議会において検討する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定においては、対面診療の間隔が3か月に1度であっても、機器に関する評価については、3か月分をまとめて算定できることとした。	遠隔でのモニタリングに係る評価について、新たなエビデンスの提示があれば、必要に応じて検討。
28		遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料について、安全性、有効性等についてのエビデンスを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長することを中央社会保険医療協議会において検討する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	平成28年度診療報酬改定においては、遠隔モニタリングの間隔に係るエビデンスに基づいて議論し、これまでの「4か月に1度」の対面診療から「12か月に1度」の対面診療へと間隔を延長できることとした。	新たなエビデンスの提示があれば、必要に応じて検討。
29	遠隔診療の取扱いの明確化	局長通知「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」における遠隔診療の取扱いを分かりやすくするため、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものであれば、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、医師の判断により、遠隔診療を行うことが可能であるという取扱いを明確化する。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」について)」(平成27年8月10日付厚生労働省医政局長事務連絡)を発出し、 ①局長通知で遠隔診療を行っても差し支えない場合として示している「離島、へき地の患者の場合」や別表に掲げる患者の場合は例示であること、 ②遠隔診療は、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせで行われるときは、必ずしも直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではないことを明確化した。	-
30 、 31	30～31の項目は、⑥「遠隔診療推進のための仕組みの構築」(12頁)に記載						

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し							
32		特定施設(介護付有料老人ホーム等)の事業経験年数に関する要件について、他の事業所における経験や他の介護保険サービスの経験も含めた事業者としての経験年数に変更する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成27年4月1日付けで「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年厚生省告示第十九号)を改正し、見直しを実施。	—
33	空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し	特定施設本来の需要があれば、事業者がショートステイサービスを選択する経済的合理性はないため、特定施設の入居者率に関する基準を撤廃する。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成27年4月1日付けで「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成十二年厚生省告示第十九号)を改正し、見直しを実施。	—
34		特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	検討中	次期介護報酬改定に向けて、特定施設のショートステイの利用状況や事業者の意向を把握し、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討。	次期介護報酬改定に向けて、引き続き事業者のニーズや利用実態等を把握し、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について、引き続き検討する。
35	介護保険事業(支援)計画における特定施設の利用者数の適切な見込量設定の支援	平成24年度から特定施設の空室を利用したショートステイサービスを提供できるようになったことを踏まえ、各地方公共団体が第6期介護保険事業(支援)計画(平成27～29年度)の作成時に、特定施設の利用者数の適切な見込量を定められるよう支援する。	措置済み	厚生労働省	措置済	「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成27年厚生労働省告示第70号)において、有料老人ホーム等において提供される特定施設入居者生活介護についても、各市町村の要介護者等の実態を踏まえて需要を的確に把握し、地域の実情に即した適切なサービス量を見込むよう示した。	—

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑥食品の表示制度の見直し							
36	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し①(えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し)	えん下困難者用食品について、消費者から見て各区分の食品の違いが分かりやすい表示の在り方について検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	検討中	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行っているところ。	平成28年度秋をめどに報告書を取りまとめ、結論を出す予定。
37		許可申請や許可基準に関する通知及びガイドラインにおいて、栄養成分等の分析値の幅表示が可能であることや基準適合を証明する資料についての明確化等を図り、都道府県等の保健所に周知する。	平成27年度措置	消費者庁	措置済	消費者庁通知(「特別用途食品の表示許可等について」(平成28年3月31日付け消費表第221号))を都道府県等に発出し、栄養成分等の分析値の幅表示が可能であることや基準適合を証明する資料についての明確化を行った。	左記通知を基に制度を適切に運用していく。
38	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し②(審査の効率化)	申請者が消費者庁において事前相談を行えることを消費者庁のホームページ上や保健所を通じて周知する。	平成27年度措置	消費者庁	措置済	消費者庁通知(「特別用途食品の表示許可等について」(平成28年3月31日付け消費表第221号))を都道府県等に発出し、事前に相談を行うことができることを周知するとともに、消費者庁ウェブサイトにも掲載した。	発出した通知を基に制度を適切に運用していく。
39		申請者の希望に応じた事前相談記録の交付を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	消費者庁	措置済	申請者の希望に応じて事前相談記録の交付を行うことを消費者庁ウェブサイトに掲載した。	申請者の求めに応じて、適切に対応していく。
40	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し③(恒常的な審査体制の整備)	特別用途食品の審査について、特定保健用食品と同様に恒常的な審査体制の整備を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	消費者庁	措置済	消費者庁に医学的・栄養学的知見を有する者等で構成される審査体制の整備を行い、その旨を消費者庁通知(「特別用途食品の表示許可等について」(平成28年3月31日付け消費表第221号))に明記し、都道府県等に発出した。	必要に応じて、整備した体制により特別用途食品の表示許可の審査を行う予定。
41	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し④(許可基準の周知(低たんぱく質食品))	低たんぱく質食品の許可申請をした食品と同種の食品が存在しない場合や通常毎日食さない食品の場合でも許可対象になることを、都道府県等の保健所に周知する。	平成27年度措置	消費者庁	措置済	消費者庁通知(「特別用途食品の表示許可等について」(平成28年3月31日付け消費表第221号))を都道府県等に発出し、低たんぱく質食品の許可対象についての明確化・具体化を図った。	左記通知を基に制度を適切に運用していくこととしている。
42	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し⑤(許可基準の見直し(えん下困難者用食品))	えん下困難者用食品の試験方法に、試料規定サイズより小さい製品の試験方法に関する規定を追加する。	平成27年度措置	消費者庁	措置済	消費者庁の調査研究事業において分析法について議論を行い、その結果を基に消費者庁通知(「特別用途食品の表示許可等について」(平成28年3月31日付け消費表第221号))に新たな分析方法を追記し、都道府県等に発出した。	左記通知を基に制度を適切に運用していくこととしている。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
43	特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し⑥(とろみ調整食品などの新たな食品区分の追加)	とろみ調整食品を特別用途食品に位置付けることについて、品質及び安全性を担保する規格も含めて検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	検討中	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行っているところ。	平成28年度秋をめどに報告書を取りまとめ、結論を出す予定。
44		医療・介護現場等からの要望に基づき、糖尿病食等の新たな食品区分を追加する仕組みを検討し、結論を得る。	平成28年度結論	消費者庁	検討中	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行っているところ。	平成28年度秋をめどに報告書を取りまとめ、結論を出す予定。
45		新たな食品区分の追加や既存の基準の見直しに当たっては、医学的・栄養学的知見を有する者、医療・介護関係者、製造者、販売者及び患者団体等から構成される検討会において検討を行う。	平成28年度結論	消費者庁	検討中	消費者庁において、有識者(学識経験者、医療・介護関係者、消費者及び事業者の代表)で構成される特別用途食品制度に関する検討会及びワーキンググループを設置し、検討を行っているところ。	平成28年度秋をめどに報告書を取りまとめ、結論を出す予定。
46 、 58	46～58の項目は、⑦「特定保健用食品における審査手続きの見直し」(13頁～16頁)に記載						

2. 雇用分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
①多様な働き方の実現							
1	1の項目は、⑧「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備」(17頁)に記載						
2	多様な働き手のニーズに応える環境の整備	多様な働き手のニーズに応じていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。	平成27年度中に検討	厚生労働省	検討中	2035年の環境変化を見据え、一人ひとりの希望と能力、ライフスタイル等に応じた多様な選択肢のある働き方が可能な社会の実現に向けた検討のため、平成28年1月に若手をはじめ幅広い分野・立場の有識者から構成する「『働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために』懇談会」を設置。平成28年3月末までに4回の会合等を開催し検討を行っている。	平成28年夏に懇談会報告書を取りまとめる予定であり、当該報告書を踏まえ、多様な働き手のニーズに応えるための政策立案を行うとともに、可能な政策から直ちに講じる。 さらに、働き方の多様化等に、よりの確に対応した政策作りのため、労働政策審議会等の在り方について検討を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備							
3		3の項目は、⑨「雇用仲介事業の規制の再構築」(18頁)に記載					
4		4の項目は、⑩「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(19頁)に記載					

3. 農業分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

①農地中間管理機構の機能強化

1 : 7	1～7の項目は、①「農地中間管理機構の機能強化」(20頁～21頁)に記載						
----------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	

②農地情報公開システムの機能向上

8	8の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(25頁)に記載						
---	---	--	--	--	--	--	--

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③農業協同組合改革の確実な実施							
9		9の項目は、⑫「農協法等一部改正法(農協法、農地法、農業委員会法の改正等)に基づく諸改革の確実な実施」(28頁)に記載					

4. 投資促進等分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し							
1 、 3	1～3の項目は、⑬「店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進」(30頁)に記載						
4	企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し	企業グループ内における産業廃棄物処理の在り方について、事業者の現状及びニーズを明確化した上で、近年の企業の経営環境を踏まえた効率的かつ環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、排出事業者責任の共有の在り方を含め、適切な産業廃棄物処理を担保する制度につき検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成22年改正産業廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しに合わせた措置	環境省	検討中	日本経済団体連合会との間で、いわゆる自ら処理の場合と同等の規制をどのように担保するか、排出事業者責任の共有の在り方について、議論を進めているところ。	引き続き、日本経済団体連合会と議論を行うとともに、議論の結果も踏まえ、平成22年改正産業廃棄物処理法附則に基づく施行5年後の見直しの一環として、中央環境審議会等において、有識者・関係団体等も交えて検討を行う予定。
5	土壌汚染対策法の見直し①(国際制度比較調査の実施)	土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。	平成27年度措置	環境省	措置済	平成27年度に、アメリカ、イギリス、ドイツなどの諸外国における土壌汚染に係る規制について、国際的な制度比較のための調査を実施した。	—
6	土壌汚染対策法の見直し②(形質変更時の届出要件の見直し)	工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省	検討中	平成27年12月に、今後の土壌汚染対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、平成28年3月より中央環境審議会土壌農業部会土壌制度小委員会において、臨海部の工業専用地域における形質変更の在り方を含め、審議が実施されているところである。	土壌制度小委員会では、今後、自治体や産業界等土壌制度関係者のヒアリングを踏まえつつ、平成28年内の取りまとめを目指して審議が行われる予定である。中央環境審議会の答申を踏まえ、必要な措置を講じる。
7	土壌汚染対策法の見直し③(自然由来物質に係る規制の見直し)	自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	環境省	検討中	平成27年12月に、今後の土壌汚染対策の在り方について、中央環境審議会に諮問し、平成28年3月より中央環境審議会土壌農業部会土壌制度小委員会において、自然由来基準不適合土壌の取扱いを含め、審議が実施されているところである。 なお、平成27年12月に国家戦略特区において、自然由来特例区域における認定調査の特例措置を講じたところである。	土壌制度小委員会では、今後、自治体や産業界等土壌制度関係者のヒアリングを踏まえつつ、平成28年内の取りまとめを目指して審議が行われる予定である。中央環境審議会の答申を踏まえ、必要な措置を講じる。
8	県外産業廃棄物流入規制の見直し	都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を越えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度以降順次措置	環境省	措置済	都道府県等による産業廃棄物の流入規制について、各都道府県及び政令市廃棄物行政主管部(局)に対し、平成27年12月28日から平成28年2月10日にかけて実態調査を行い、現在その結果をとりまとめているところ。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、都道府県等に働きかけているところ。	本実態調査のとりまとめ結果を踏まえて、都道府県等に対して、廃棄物処理法の趣旨・目的を越えて定められた運用について、必要な見直しを行い、適切に対応するよう、通知や各種会議等を通じて周知徹底する予定

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
9	廃棄物処理法の実地確認に係る運用の統一	廃棄物処理法上の実地確認について、優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度措置	環境省	措置済	平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、優良認定事業者に処理を委託する際、廃棄物処理法上の実地確認を産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられることについて、都道府県等に周知しているところ。	引き続き、各種会議や事務連絡等により都道府県等への周知を図ってまいりたい。
10	産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化	産業廃棄物処理業の許可に係る申請書類について、廃棄物処理法施行規則等の様式を使用するよう、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。	平成27年度措置	環境省	措置済	平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、産業廃棄物処理業の許可に係る申請書類について、廃棄物処理法施行規則等の様式を使用するよう都道府県等に周知しているところ。	引き続き、各種会議や事務連絡等により都道府県等への周知を図ってまいりたい。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
②エネルギーの安定供給							
11	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し①(通知等による周知徹底)	各都道府県、政令指定都市等(環境アセスメント条例保有自治体)に対して、「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」(以下「本ガイドライン」という。)が法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、その趣旨に従った対応に留意すべきである旨の文書(通知)を发出するとともに、同通知を本ガイドラインと同一のホームページ上に掲載する。	平成27年上期措置	環境省	措置済	平成27年6月18日付で、各都道府県・政令指定都市宛に通知を发出し、本ガイドラインは法の運用指針や規制の類ではなく事例集である旨周知した。また、同じ内容を本ガイドラインと同一のホームページ上に掲載した。	
12	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し②(セミナー等での周知徹底)	セミナーや説明会など各種の機会を捉えて、事業者や自治体に対して、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知徹底する。	平成27年度以降継続的に措置	環境省	—	事業者向けセミナー等や自治体担当職員の会議等の機会をとらえて、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知した。	引き続き、事業者向けセミナー等や自治体担当職員の会議等の機会をとらえて、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知する。
13	「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し③(ガイドラインの改訂)	事業者、自治体の意見を踏まえつつ、本ガイドラインを、法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを更に明確化しながら改訂する。その際、優良事例については商用運転しているものを含めるなど一定の幅を持たせた記載を行う。	平成27年度検討・結論・措置	環境省	措置済	本ガイドラインを平成28年3月に改訂し、本ガイドラインは法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを明記した。また、優良事例について、「運転中又は計画中の事例」を追記し、一定の幅を持たせた記載を行った。	
14	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討①(建築物の高さ制限の検討)	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、マスコミ等を含め公開で開催している「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」(以下「本検討会」という。)において、自然公園内における地熱発電所の建築物の高さ制限の考え方を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	環境省	措置済	本検討会において得た結論を踏まえ、平成27年10月2日付け、環境省自然環境局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(以下「通知」という。)を各地方環境事務所長及び各都道府県知事に发出した。 この通知において、地熱発電に係る建築物の高さ規制について、風致景観との調和が図られ優良事例として認められる場合には、13mにとられず運用できることを明示した。	
15	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討②(特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削の容認)	自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、本検討会において、「特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削を容認すること」との要望について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	環境省	措置済	本検討会において得た結論を踏まえ、通知を各地方環境事務所長及び各都道府県知事に发出した。 この通知において、第1種特別地域の区域外から地下部への傾斜掘削については、地表に影響がないこと等を条件に認めることができることを記載した。なお、特別保護地区については、検討会の結論を踏まえ、自然公園の核心部分であることから、従来通り地熱開発を認めないこととした。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
16	国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討③(優良事例の考え方)	<p>自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、次のような指摘があることにも留意しつつ、本検討会において、国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例を検討し、結論を得る。</p> <p>①予見に基づく全国一律的な規制を設けるのではなく、個別地点ごとに異なる諸条件に柔軟な対応をすべきこと</p> <p>②調査の進展につれて熱源の出力や位置が明らかになる地熱開発の特性を考慮して、初期段階でのスクリーニングが行われぬよう配慮すること</p> <p>③景観保護の観点では、風景を積極的に作っていくエコロジカルランドスケープ手法等も評価すること</p>	平成27年度検討・結論	環境省	措置済	<p>本検討会において、左記指摘が事業者サイドからあることにも留意しつつ、国立・国定公園内の地熱開発に係る円滑な優良事例の形成の考え方を検討し、指摘も踏まえた結論を得た。</p> <p>検討会で得た結論を通知の解説に盛り込むこととし、平成28年3月に通知の解説をとりまとめた。</p>	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し							
17 、 23	17～23の項目は、⑭「理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し」(31頁～33頁)に記載						

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
④次世代自動車の普及拡大促進							
24 、 41	24～41の項目は、⑯次世代自動車の普及拡大促進(含「次世代自動車関連規制」)(40頁～44頁)に記載						

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑤ロボット利活用の促進							
42 、 49	42～49の項目は、⑮ロボット利活用の促進(34頁～36頁)に記載						

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化							
50	在留期間更新許可申請の受付可能期間の周知	在留期間更新許可申請について、必要に応じて3か月以上前から受け付けることが可能である旨を、法務省ホームページ等で、在留外国人やこれを雇用する事業主に分かりやすく明示する。	平成27年措置	法務省	措置済	法務省ホームページ上の在留期間更新手順の説明において、申請期間を「おおむね3か月前から」としている部分について、例外的に受付可能な場合の説明を明示し、周知した。	—
51	在留資格「経営・管理」における手続の明確化	外国企業が日本に進出する際、支店か子会社を問わず、登記事項証明書がなくても在留資格「経営・管理」が取得可能になったことについて、法務省ホームページ等で周知する。	平成27年度上期措置	法務省	措置済	法務省ホームページ上の在留資格認定証明書交付申請手続の説明において、提出書類一覧の中に未設立法人の場合について記載、周知した。	—
52	日本語教育機関の開設条件の緩和	日本語教育機関の開設に当たって原則として校地及び校舎の自己所有が求められていることについて、現行の専修学校設置基準等も踏まえて緩和の可否を、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しに合わせて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	法務省 文部科学省	措置済	法務省において文部科学省の意見を聴いた上で、校地及び校舎の自己所有要件の緩和も盛り込んだ「日本語教育機関の告示基準」を新たに策定し、平成27年度内にパブコメを開始した。	平成28年6月を目処に新基準を公表する。
53	GPSを主要計器とする運航の解禁	GPSを主要計器とした場合の運航及び管制運用への影響等を検証するための評価運用の結果を踏まえ、航空運送事業者等の意見を聴いた上で、GPSを主要計器とした運航が可能となるよう関連通達を改正する。	平成27年度上期措置	国土交通省	措置済	GPSを主要計器とした運航が可能となるよう「GPSを計器飛行方式に使用する運航の実施基準」(平成9年11月25日空航第877号・空機第1278号)等を平成27年6月17日に改正し、平成28年1月7日に施行した。	関連通達改正・施行済みのため、特段の予定はない。
54	港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一	産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した通知における「コンテナが滞留しないこと」とは、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではなく、正当な理由に基づいたコンテナの存置に該当するか否かを各自治体において個別具体の状況に応じて適切に判断されたいという本通知の趣旨について、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。	平成27年度措置	環境省	措置済	平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した通知における「コンテナが滞留しないこと」の趣旨につき、都道府県等に周知しているところ。	引き続き、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知する予定。
55	コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一	コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、①当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、②当該融通が名義貸し(外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること)に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。	平成27年度措置	環境省	措置済	平成27年度「全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議」等において、コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、①当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、②当該融通が名義貸し(外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること)に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であることにつき、都道府県等に周知しているところ。	引き続き、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知する予定。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
56	研究の用に供する指定検疫物の輸入に係る規制の見直し	試験研究を目的として使用する血清等の指定検疫物について、輸出国政府機関による検査証明書がなくとも輸入可能とするための条件を、事業者の意見を聴きながら検討し、結論を得た上で、通知を发出する。あわせて、この取扱いの変更について、事業者に分かりやすく周知する。	平成27年度検討・結論・措置	農林水産省	措置済	事業者の意見を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号)を一部改正し、指定検疫物のうち「試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清」について、輸出国政府機関による検査証明書を添付せずに輸入することができるよう措置するとともに、当該一部改正の内容について事業者に対して直接説明を行うなど丁寧に周知活動を実施した。	-
57	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化	平成27年度金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理(平成27年4月28日公表)において、『銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合には、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じる可能性がある』、『様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある』、『利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要』等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討する。	平成27年度検討	金融庁	検討中	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告書(平成27年12月22日公表)において、デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制については、 ①キャッシュアウトサービスは、本質的にはATMと同様のものとして、取引の実行に必要な事務処理を定型的に行うことなどから、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理されると考えられる ②キャッシュアウトサービスを行う場合には、現金の引渡しが人の手を介しつつ行われることなどを踏まえ、銀行に対し、監督上、必要に応じ、然るべき体制の整備等を求めていくことが考えられる と取りまとめられた。これを踏まえ、全国銀行協会においてもキャッシュアウトサービスを行う場合の利用者保護に係る業界統一ルールについて、現在検討中である。	金融審議会における報告書及び全国銀行協会における検討状況を踏まえ、具体的な規制内容等について対応。
58	銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和	海外に進出している従属業務子会社に対する収入規制の在り方について、銀行持株会社集団に属する法人が海外において従属業務を営む子会社を設立する場合はグループ内銀行からの収入要件を対象外とすることなども含め、実態等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁	措置済	金融審議会「金融グループをめぐる制度のあり方に関するワーキング・グループ」報告書(平成27年12月22日公表)において、(銀行グループ内の会社が国内の会社であるか海外の会社であるかを問わず) 従属業務のうち、銀行のシステム管理やATM保守など、業務のIT化の発展に伴い銀行グループ内での業務効率化、あるいは、IT投資の戦略的な実施に際し、複数の金融グループ間の連携・協働が強く求められる業務については、現在一律に50%以上とされている収入依存度を引き下げるなど、規制を柔軟化することが適当かと考えられる と取りまとめられた。	金融審議会における報告書の内容等を踏まえ、収入依存度規制の柔軟化に必要な改正事項を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出した(平成28年3月4日)。
59	投資専門子会社(特定子会社)の業務範囲の拡大	銀行の特定子会社のGP業務の併営について、銀行グループ全体で必要となるリスク管理方法、あるいは利益相反管理体制等について検討を行った上で、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁	措置済	銀行の特定子会社のGP業務の併営に対応するため、利益相反管理体制の整備を必要とする対象者に適格機関投資家等特例業務を営むための届出者(特例業務届出者)を加える「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」(平成28年2月3日公布)の中で、銀行法施行令を改正。併せて、パブリックコメントの結果公表(同日公表)の中で、金融庁の考え方として「特定子会社によるGP業務は、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号及び第39号により行うことが可能」との旨を明確にした。	「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が平成28年3月1日に施行したことにより、GP業務についても同日に解禁。
60	60の項目は、⑰改正個人情報保護法の円滑な施行(含「ビッグデータ・ビジネスの普及」)(48頁)に記載						

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	検討中	文化審議会著作権分科会では、障害者団体から寄せられた要望について、権利者団体及び障害者団体との間で意見集約に向けた取組を行ったうえで、改めて小委員会で検討を行うこととされた。 障害者団体からは、①視覚障害者等のための複製等に関する権利制限規定の対象となる主体の拡大及び②映像に字幕や解説音声等を付与して放送等を行うことに関する権利制限規定の見直しに対する要望が寄せられており、それぞれの要望事項ごとに、現在、文化庁によるコーディネートのもとで、両者の意見集約に向けた取組を継続的に行っているところ。	現在行われている左記の意見集約に向けた取組を引き続き行い、その結果を踏まえて改めて文化審議会著作権分科会において検討を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し							
62	62の項目は、⑱老朽化マンションの建替え等の促進(49頁)に記載						
63	63の項目は、⑲「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)(50頁)に記載						
64	蓄電池に係る消防法による規制の見直し	ニッケル・水素蓄電池に係る蓄電システムの設置に関して、規制対象を規定する単位をAh・セルからkWhへ変更することの適否について、消防法の省令に定める蓄電池設備の規制の見直しを含め検討し、結論を得る。	平成27年度検討、平成27年度を目処に結論	総務省	措置済	ニッケル・水素蓄電池設備の規制対象の見直しについて、学識経験者、消防機関及び業界団体が構成する「蓄電池設備技術基準検討部会」を開催し、検証実験を行い検討した結果、「現在のアルカリ蓄電池設備の規制値及び規制単位(4800Ah・セル)を維持することが適当である」との結論を得た。	
65	延べ面積が300㎡以下の建築物に関する建築士法第24条の8の書面交付義務の取扱いの明確化	延べ面積が300㎡以下の建築物についても、法令により定められた事項が記載された契約書等の書面が交付されるのであれば、建築士法第24条の8における書面交付義務は果たされていると解釈される旨につき、法改正の施行通知等で明確にし、これを周知する。	平成27年措置	国土交通省	措置済	建築士法第24条の8に基づく書面の交付については、法令により定められた事項が記載された契約書等の書面が交付されるのであれば、建築物の規模等に関わらずその義務は果たされていると解釈し、今般の建築士法改正によって当該運用が変わらないことについて技術的助言を発出した(平成27年6月24日)。	—
66	特定敷地内における電波法規制の緩和	特定の敷地内に限って電界強度に係る規制を緩和することの可能性について、他の無線機器や上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることのないような限定条件又は確認行為について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	総務省	措置済	平成27年10月より、免許不要局として開設することのできる微弱無線局の電界強度に係る条件の緩和について、有識者の参画を得て検討を実施した。その結果、他の無線局に混信等を与えないような電界強度の条件は、現行の微弱無線局に係る条件と大差がなく、また、電波遮蔽等を勘案するためには測定法を含め適切な条件を設定することが困難であることから、現行の条件を直ちに緩和することは適当でないと考えられる。一方、技術開発や実証試験等を促進するため、無線局開設の迅速化・簡素化に係るニーズを踏まえ、特定の区域内において免許手続きを大幅に簡素化し、他の無線局との共用により使用可能な周波数帯を拡大する特定実験試験局制度の改正を実施するなど、ニーズに対する措置を講じた(平成27年12月)。また、国家戦略特別区域において、特定実験試験局制度の更なる手続きの迅速化を図る特例措置を講じた(平成28年1月)。	改正後の特定実験試験局制度の運用状況等を注視していく。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
67	主任無線従事者の講習受講機会の拡充	主任無線従事者が選任された後速やかに主任無線従事者講習を受講し、無線設備を操作する無資格者を監督する者として知識・技能を維持・向上させられるよう、現在年3回となっている受講の機会を拡充する。	平成27年度検討・結論・措置	総務省	措置済	主任無線従事者講習を実施する指定講習機関において検討を行った結果、これまで全国の11か所(本部及び10支部)において、年3回の主任無線従事者講習を実施してきたが、平成28年度当初からは、本部で年4回(5月、8月、11月及び2月)実施するとともに、10支部において年3回(6月、10月及び2月)実施することで、受講地の如何を問わなければ、これまでの年3回の受講機会を最大6回までに拡充する予定であり、当該計画を盛り込んだ平成28年度事業計画等について、平成28年3月に認可したところである。	平成28年度当初からは、指定講習機関において実施する主任無線従事者講習について、本部で年4回(5月、8月、11月及び2月)実施するとともに、10支部において年3回(6月、10月及び2月)実施する。 http://www.nichimu.or.jp/shunin/pdf/shunin.pdf
68	展覧会における美術品損害の補償契約の合理化	美術品補償制度適用のための文部科学大臣宛での申請書類について、2回目以降の申請においては、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化をする方向で検討し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	文部科学省	措置済	・申請書類の提出根拠となっている展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則(平成23年文部科学省令第23号)の一部改正(平成28年3月29日改正)を実施した。 ・また、美術品補償制度申請要領について、文化審議会美術品補償制度部会における審議を踏まえて改正(平成28年3月29日改正)を実施し、過去に美術品補償制度の適用実績のある美術館・博物館からの申請については、一定の要件のもと、申請書類に係る施設や設備に関する記載事項及び添付書類の一部を省略できることとした。	左欄で措置した改正内容について、運用を行っていく。
69	イモビライザの装着義務化	イモビライザの装備を義務付けすることの要否について、国際的な取組の状況も踏まえつつ、自動車盗難の防止及びユーザーの負担の観点から費用対効果を勘案して検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省	措置済	平成27年度第2回車両安全対策検討会で、イモビライザの装備義務付けについて審議した結果、次のとおり結論が得られた。 ①費用対効果が必ずしも明らかでないこと②自動車盗難対策については「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」で総合的に検討されていることから、現時点での義務化は見送り、同PTでの議論を継続することとされた。	「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」における議論を継続する。
70	銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化	銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の記載事項や添付書類の内容等について、具体的要望や監督上の必要性も踏まえ、簡略化する方向で検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	金融庁	措置済	銀行が他の銀行代理業者となっている場合の同者の変更届出について、銀行と銀行代理業者との届出が重複している場合に限り届出を不要とするため、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出した(平成28年3月4日提出)。	左記のとおり、銀行代理業者の変更届の記載の簡略化に必要な改正事項を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を第190回国会に提出した(平成28年3月4日)。
71	確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化	確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省	未措置	確定拠出年金における規約に関する手続を精査した結果、「規制改革に関する第3次答申」(平成27年6月16日)において例示された「実施事業所の増加に伴う変更」について、法令改正等の必要な対応を行うこととした。 なお、第189回通常国会に提出した確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、設立時の提出書類を簡素化できる簡易型確定拠出年金の創設が規定されており、手続簡素化の一環として規約に関する手続についても政省令改正等の措置を進めている。	引き続き、検討を進める。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
72	確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所(設立事業所)の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法について、厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算して比較することを可能とする。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	平成28年度税制改正要望において要望を行い、認められた。	平成28年4月8日に省令改正により措置。
73	エアラインチャーター便の運航に係る要件の見直し	航空事業者における国際貨物チャーターに関する具体的なニーズを調査した上で、必要に応じてチャータールールの見直しについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	調査の結果明らかになった具体的なニーズに基づき、平成28年3月25日に「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空国第1769号・国空事第463号)を改正し、エアライン・チャーター便に係る規制緩和を行った。また、同日に事務連絡を發出し、国際貨物チャーター便の運航に係る許可申請に当たり留意すべき事項を明らかにした。	関連通達の改正等、措置済みのため、特段の予定はない。
74	操縦士学科試験の受験機会の更なる拡充	平成26年4月から定期運送用操縦士等の受験機会を増加させたことによる乗員確保等への効果を確認し、更なる受験機会の増加について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省	検討中	平成26年度より受験機会の拡大(定期運送用操縦士等に係る学科試験の回数を年3回から年4回へ拡大)を実施したが、受験者数の増加は見られなかった。 <参考> 定期運送用操縦士学科試験申請者数の推移 H25年度: 525人 H26年度: 467人 H27年度: 507人	左記のとおり、受験機会を拡大したものの、受験者数の増加は見られなかったが、今後とも、年4回の学科試験の回数を維持し、受験者数の調査を継続することとした。

5. 地域活性化分野の実施状況等について

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
①空きキャパシティの再生・利用							
1	建築物の用途変更時等における規制の見直し①(廃校の利活用促進)	廃校の利活用を容易なものとするため、安全性を確保しつつ、事業者にとっての選択肢が拡大するよう性能規定の更なる合理化等の検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省	措置済	木造建築物を対象とした避難安全検証により、木造の廃校等の用途変更の選択肢が拡大するよう建築基準法施行令を改正した(平成28年1月15日公布、同年6月1日施行)。	改正建築基準法施行令が平成28年6月1日に施行される予定。
2	建築物の用途変更時等における規制の見直し②(既存不適格建築物の用途変更時に係る規制の運用の整理・明確化)	既存不適格建築物の用途変更に係る規制について、関係者の要望・意見を踏まえ、特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、用途変更の手続き、用途変更時に適用される規定等の運用に関する技術的助言を発出した(平成28年3月31日)。	—
3	建築物の用途変更時等における規制の見直し③(既存不適格建築物の増築時に係る規制の見直し)	吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、平成28年度措置	国土交通省	検討中	既存不適格建築物の増改築時に適用される基準について、一体増築を行う場合にあっては現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とすることができる建築物の対象等について検討を行っているところ。	平成28年度中に、既存不適格建築物の増築時に適用される基準を合理化するための告示改正を行う予定。
4	建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省	検討中	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。進捗状況については、平成28年1月26日及び3月29日に地域活性化ワーキングにて報告済み。 ②当該ガイドラインに関する国土交通省ホームページの修正及び講習会等を実施した。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html	①平成28年度中にガイドラインの改正を予定。 ②措置済
5	建築物の用途変更時等における規制の見直し⑤(用途変更を伴う建築行為に係る基準の見直しと運用の改善)	用途変更を伴う建築行為について、関係者の要望・意見を踏まえ、既存不適格建築物を用途変更する際に適合させる基準の内容や必要となる手続の事例等を整理し、必要な措置を講ずる。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、用途変更の手続き、用途変更時に適用される規定等の運用に関する技術的助言を発出した(平成28年3月31日)。	—
6	用途地域における建築物制限の緩和①(住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置)	住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する。	平成27年措置	国土交通省	措置済	「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて(技術的助言)(平成27年11月13日付国住街第107号)により訪問介護事業所等の用途規制における取扱いを明確化するとともに、周知を行った。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
7	用途地域における建築物制限の緩和②(遊休期間の別荘貸出し)	住宅として建築された別荘を、その所有者が利用しない遊休期間中に他人に有償で貸し出す場合は、旅館業法による許可が必要であるが、建築基準法の用途規制においては、地域の実情に応じて、地方公共団体が特別用途地区や地区計画を活用し、条例により必要な規定を定めた場合や特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて個別に許可した場合には、住居専用地域においても立地できることについて、地方公共団体に周知する。	平成27年度措置	国土交通省 厚生労働省	措置済	「遊休期間の別荘の貸出しに係る建築基準法の用途規制について」(平成28年2月17日国住街第158号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)により、各都道府県の建築行政主務部長宛に周知を行った。 なお、同通知の内容については、「遊休期間の別荘の貸出しに係る建築基準法の用途規制について」(平成28年2月17日生食衛発0217第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)により、各都道府県等の衛生主管部局長宛にも周知を行っている。	
8	都市公園の利活用促進①(賑わい空間としての活用)	人が集まる賑わい空間として都市公園を活用する際、都市公園内における喫茶店等の飲食店や売店の設置は公園管理者の許可を受けることで可能であり、物品販売等の営利活動も可能であることを周知するとともに、これらの取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	平成28年3月31日から都市公園の利活用に関する取り組みをHP上で紹介している。 【掲載HP】 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/katsudou/index.html	-
9	都市公園の利活用促進②(住民による維持管理の取組促進)	住民参加による都市公園の維持管理の取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	平成28年3月31日から都市公園の利活用に関する取り組みをHP上で紹介している。 【掲載HP】 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/katsudou/index.html	-

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
②地域における道路の多面的機能の発揮							
10	道路の利活用促進① (道路空間の利活用に関する取組の促進)	街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。	平成27年度措置	警察庁	措置済	都道府県警察に対し、道路空間の利活用に関する取組の促進に資するよう、各都道府県警察のウェブサイトから各道路管理者のウェブサイトへリンクを結ぶなど、道路占用許可の申請における留意点や手の流れ、道路占用許可基準の特例制度等に係る周知に努めることについて通達を发出了。(平成28年3月31日发出)	-
				国土交通省	措置済	「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」を策定、公表し、特例制度の手の流れや地方公共団体における工夫を含めた事例を周知した。	
11	道路の利活用促進② (道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知)	地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。その際、合意形成が上手くなされた事例について紹介しつつ、道路使用許可・道路占用許可の申請における留意点や手の流れを広く周知する。	平成27年度措置	警察庁	措置済	都道府県警察に対し、道路使用許可制度を弾力的に運用していること、道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成が上手くなされた事例、道路使用許可の申請における留意点や手の流れ等について各都道府県警察のウェブサイトへの資料の掲載、各警察署の窓口における資料の備付け等により、国民に広く周知することについて通達を发出了。(平成28年3月31日发出)また、警察庁のウェブサイトでも周知した。	-
				国土交通省	措置済	「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版」を策定、公表し、道路占用許可の弾力的な運用、合意形成が上手くなされた事例、道路使用許可・道路占用許可に係る留意点や手の流れについて周知した。	
12	道路の利活用促進③ (協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置)	道路使用については、その行為を行う場所を管轄する警察署長が、個別具体の交通実態に応じて、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を踏まえつつ許可を行うとともに、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することとなっているが、警察と地域のコミュニケーションを図るべきとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、道路使用許可申請者に協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。 また、地域活性化に資する空間として道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割も含めて検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成27年度検討・結論・措置	警察庁 内閣官房	措置済	【警察庁】 都道府県警察に対し、道路使用許可に係る事前相談において、協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずることについて通達を发出了。(平成28年3月31日发出)	-
					措置済	【内閣官房】 平成28年3月31日、警察庁の「地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)」(平成28年3月31日付 警察庁丁規発第33号)に合わせ、各地方公共団体に対し、関係者との一層の連携を図り、道路の利活用を促進するため、事務連絡「道路の利活用に向けた都道府県警察との連携について」を发出。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
13	道路の利活用促進④ (アーケードの取扱い に関する通達の位置 付け等に係る周知)	昭和30年2月1日発出の通達「アーケードの取扱 について」に関し、文書の位置付けが技術的助言 であり法的拘束力を有していないことを改めて周 知する。 その際、当該技術的助言が法的拘束力を有して いないことを表す例を紹介する。	平成27年度措置	総務省 国土交通省 警察庁	措置済	通達の位置付けが、技術的助言であり法的拘束力を有してい ないことを改めて周知し、当該技術的助言が法的拘束力を有 していないことを表す例を紹介するため、事務連絡を発出し た。(平成28年3月14日発出)	-
14	道路の利活用促進⑤ (立体道路制度の活用 促進)	高架の歩行者専用道路等、道路の上部空間を活 用して地域の活性化が進むよう、制度の利用例を 紹介する。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	「立体道路事例集」を策定、公表し、立体道路制度の活用事 例を周知した。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
③主に地方自治体が所管する規制の改革							
15	小規模宿泊業のための規制緩和①(イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和)	イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	「規制改革実施計画への対応について」(平成27年7月1日厚生労働省健康局生活衛生課事務連絡)において、年1回(2~3日程度)のイベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものについては、「反復継続」するものではなく、「業」に当たらない旨、周知を行った。	
16	小規模宿泊業のための規制緩和②(農林漁家民宿の対象範囲の拡大)	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	旅館業法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第68号)によって、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)を改正し、農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合にも、同規則第5条に規定する構造設備基準の特例の対象となるようにした(平成28年4月1日施行)。	
17	17の項目は、⑳民泊サービスにおける規制改革(インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供)(51頁)に記載						
18	飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知	それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種ごとに専用のものとしなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。	平成27年措置	厚生労働省	措置済	左記の内容について、都道府県等に対し技術的助言を通知した(「飲食店営業等に係る営業許可等について」(平成27年7月29日付け食安監発0729第6号))。	
19	臨時的に食品を提供する際の規制についての周知	各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。	平成27年度措置	厚生労働省	措置済	左記の内容について、都道府県等に対し技術的助言を通知した(「飲食店営業等に係る営業許可等について」(平成27年7月29日付け食安監発0729第6号))。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
④その他地域活性化に資する規制改革							
20	移動・輸送手段の多様化①(自家用有償旅客運送における貨物の運送)	過疎地域等において、自家用有償旅客運送に付随して有償で買い物支援のための受注配達サービス等が実施できるよう、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、公共交通に関する計画等を必要としないなど簡素な手続により、自家用有償旅客運送者が有償で少量の貨物を運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通達)」を発売し、一定の要件を満たした過疎地域等において、自家用有償旅客運送者は国土交通省から許可を得た上で、少量貨物の有償運送を行うことができることとした。	発売した通達を基に制度を適切に運用していく。
21	移動・輸送手段の多様化②(福祉有償運送の対象者、対価の明確化)	福祉有償運送において、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応し、その運営に支障を来すことが無いよう、以下の点について周知徹底する。 ①運営協議会等により、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とする事が可能であること ②旅客から收受する対価に、輸送に係る適切な範囲内であれば、オペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能であること ③旅客から收受する対価については実費の範囲内で定めるものであり、「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」はあくまでも目安であること	平成27年措置	国土交通省	措置済	「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」(平成27年12月25日付け国自旅第298号)の通達を発売し、福祉有償運送の対象となる旅客の範囲、旅客から收受する対価に関する考え方について、各市町村の担当者及び運営協議会の構成員に対し周知徹底した。	引き続き運輸支局等を通じ、旅客の範囲や旅客から收受する対価について適切に取扱いがなされるよう必要な助言等を行っていく。
22	移動・輸送手段の多様化③(運営協議会の改善)	福祉有償運送についての運営協議会の設置状況の調査を行い、公表する。また、運営協議会を設置していない地方公共団体が新たに運営協議会の設置を検討する場合、運輸支局等は地方公共団体に設置に当たっての支援を引き続き行うこととする。	平成27年度措置(設置に当たっての支援は継続的に実施)	国土交通省	措置済	「NPO等が実施する福祉有償運送の対象者、対価の明確化及び運営協議会の運営方法について」(平成27年12月25日付け国自旅第298号)の通達により、各都道府県の運営協議会の設置状況等を調査するとともに、各地方運輸局等のホームページにおいて福祉運営協議会の設置状況を公表した。	引き続き運輸支局等を通じ、運営協議会の設置状況等の調査を定期的に実施し、自治体に対し必要な助言等を行って行く。
23	着地型観光を促進するための旅行業の見直し①(第三種旅行業者の範囲の拡大)	第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲(拠点区域)について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	検討中	着地型旅行商品の造成促進・販路という課題に加え、「民泊サービス」の出現や、悪質なランドオペレーターを巡る問題の深刻化等の新たな諸課題を踏まえ、旅行業のあり方について、幅広い観点からの検討を行った。	第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度整備を含め、旅行業のあり方について、引き続き幅広い観点からの検討を行う。
24	着地型観光を促進するための旅行業の見直し②(地域限定旅行業等の登録の容易化)	ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	検討中	着地型旅行商品の造成促進・販路という課題に加え、「民泊サービス」の出現や、悪質なランドオペレーターを巡る問題の深刻化等の新たな諸課題を踏まえ、旅行業のあり方について、幅広い観点からの検討を行った。	第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度整備を含め、旅行業のあり方について、引き続き幅広い観点からの検討を行う。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置 状況	これまでの実施状況	
25	着地型観光を促進するための旅行業の見直し③(旅行業務取扱管理者試験の見直し)	着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	検討中	着地型旅行商品の造成促進・販路という課題に加え、「民泊サービス」の出現や、悪質なランドオペレーターを巡る問題の深刻化等の新たな諸課題を踏まえ、旅行業のあり方について、幅広い観点からの検討を行った。	第三種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度整備を含め、旅行業のあり方について、引き続き幅広い観点からの検討を行う。
26	建設業許可基準の見直し①(経營業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し)	建設業許可基準において経營業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者(一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定)も含めることとする。	平成27年度措置	国土交通省	未措置	経營業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)」に、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し一定の要件(取締役会の決議等により具体的な権限委譲を受けていること)を満たす執行役員等を含める方向で、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を改正するパブリックコメントを実施しているところ。	パブリックコメントの結果を踏まえ、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」等を速やかに改正予定。
27	建設業許可基準の見直し②(経營業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し)	5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	国土交通省	検討中	平成28年1月より中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において建設業の構造的課題について議論しており、その中で経營業務管理責任者のあり方についても検討を開始したところ。	本委員会において、経營業務管理責任者のあり方も含め中間とりまとめを行う予定であり、その結果を踏まえ必要に応じて所要の対応を図る。
28	建設業許可基準の見直し③(経營業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有することの証明書類等の合理化)	常勤の役員の1人が、許可対象業種の建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。	平成27年度措置	国土交通省	未措置	経營業務の管理責任者経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験及び建設業に関する補佐経験を確認するための書類について、取締役会の議事録や人事発令書等で足りることとするため、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を改正するパブリックコメントを実施しているところ。	パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」等を改正予定。
29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	検討中	平成28年1月より中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会において建設業の構造的課題について議論しており、その中で建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準のあり方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含め検討を開始したところ。	本委員会において、建設業の適切な経営を担保する観点から、建設業の許可基準のあり方も含め中間とりまとめを行う予定であり、その結果を踏まえ必要に応じて所要の対応を図る。
30	建設業に係る技術者専任要件の見直し①(現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し)	建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	未措置	有識者検討会(平成26年9月設置)での検討の結果を踏まえ、建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、物価上昇等を踏まえた金額要件の見直しを行う建設業法施行令の改正を平成28年4月1日に閣議決定する予定。	本政令を平成28年6月1日に施行予定。

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
31	建設業に係る技術者専任要件の見直し②(適正かつ効率的な技術者の確保、配置のための制度・運用の見直し)	技術者の専任が負担となり、建設工事の適正かつ円滑な受発注に支障を来しているケースについて、事業者等の意見も聞きながら、運用面も含めた制度上の課題を整理した上で、適正な施工が確保されることを前提に、事業者が個々の技術者の適性(専門性、経験など)や現場の状況等に応じて、より効率的に技術者の確保、配置ができるよう、「監理技術者制度運用マニュアル」等の見直しを行い、周知・徹底する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省	措置済	有識者検討会(平成26年9月設置)での検討の結果を踏まえ、より効率的に技術者の配置等ができるよう、監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者又は主任技術者の途中交代の取扱いや、余裕期間を設定した工事において、契約締結日から工事開始日までの期間は技術者を設置することを要しないことを、平成27年7月30日付けで通知し、周知・徹底を図った。	
32	都市再開発における手続の合理化①(都市計画決定及び市街地再開発組合の設立認可に係る手続の合理化)	①市街地再開発事業の都市計画決定に当たっては、法律上、地権者等の同意は要件とされておらず、大多数の地権者等の同意や、同意を証明する書面の提出を必要とするなど、過度に慎重な対応を行うべきでないことについて、改めて周知・徹底を図る。同時に、やむを得ず都市計画の決定時に地権者の同意を求める必要がある場合も、都市計画の内容に変更が生じないという予測のもとで、都市計画決定の手続と市街地再開発組合の設立認可の手続を並行して進めることが可能であることを明確化する。 ②上記の一連の手続が適切かつ効率的に進められた事例を蓄積し、事業者、関係地方公共団体の双方に対して定期的に周知・共有する。	①平成27年度上期措置 ②平成27年度措置(以降、定期的措置)	国土交通省	措置済	①については、平成27年9月30日に「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」(国都計第97号・国都制第43号・国住街第87号)を发出するとともに、平成28年3月30日に地方整備局等を通じて地方公共団体等に再度周知・徹底を図ったところ。 ②については、地方公共団体へのアンケートなどを通じて事例の収集を行い、平成28年3月30日に地方整備局等を通じて地方公共団体等に周知・共有したところ。	
33	都市再開発における手続の合理化②(市街地再開発組合の設立に係る地権者の合意形成の在り方の検討)	運用上、過度に多数意見の地権者の権利が制限される恐れがある場合について、事例や想定されるケースを踏まえた課題等の整理を行うとともに、関係者の意見等も聞きながら、法定再開発における少数意見の地権者の権利保護の考え方や適切な合意形成の在り方について検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	国土交通省	検討中	地方公共団体等へのアンケートなどを通じて事例等の情報収集を行っているところ。	地方公共団体等へのアンケートなどを通じた事例等の情報収集をもとに課題の整理を行うとともに、関係者の意見等も聞きながら、法定再開発における少数意見の地権者の権利保護の考え方や適切な合意形成の在り方について平成28年度中に結論を得る。
34	都市再開発における手続の合理化③(市街地再開発事業に係る施行区域要件の整理)	地方公共団体や事業者等にとって、法定再開発による事業の選択肢を実質的に拡大するため、施行区域に関し、合計に占める耐火建築物の面積や、耐用年限に対する経過年数に係る要件を満たさない場合でも、他の要件に適合することで高い公共性が認められ、現に再開発が実現された事例や、今後想定される再開発のモデル等に関係者の意見を踏まえて整理し、公表する。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	地方公共団体等へのアンケートなどを通じて収集した、耐用年限の経過年数に係る要件を満たさない場合でも他の要件を満たすことで現に再開発が実施された事例を平成28年3月30日に地方整備局等を通じて地方公共団体等に公表したところ。 また、今後想定される再開発のモデル等について、国土交通省の社会資本整備審議会に設置されている新たな時代の都市マネジメント小委員会において、平成27年8月に「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか(中間とりまとめ)」がとりまとめられ、当該中間とりまとめの中で「従来の街区にとらわれない、沿道空間を単位とする柔軟な区域設定や、需要に応じた小規模な区域等での機動的な事業の実施を図るべきである。」と整理され、公表されたところ。これを受け、平成28年度当初予算において関連する予算制度の拡充を行ったところ。 あわせて、市街地再開発事業の施行区域要件の拡充等を内容とする都市再開発法の改正を含めた都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を平成28年2月5日に閣議決定し、国会に提出させていただいたところ。	

規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)における実施内容				所管省庁	実施状況(平成28年3月31日時点)		今後の予定 (平成28年3月31日時点)
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期		措置状況	これまでの実施状況	
35	都市再開発における手続の合理化④(市街地再開発事業によって実現される公共性の在り方の再整理)	都市再開発法が目的としている土地の高度利用や都市機能の更新は、必ずしも木造密集地域の解消や人口密集地における再開発のような高層ビル等の建築を伴う事業のみを指しているものではなく、都市の国際競争力の向上や地方の魅力創出等も含め、その地域に合った公共性を実現するための手法として、より一層都市の価値の向上に資する活用がなされるよう、法定再開発が果たす公共性の在り方を再整理し、公表する。	平成27年度措置	国土交通省	措置済	国土交通省の社会資本整備審議会に設置されている新たな時代の都市マネジメント小委員会において、平成27年8月に「新たな時代の都市マネジメントはいかにあるべきか(中間とりまとめ)」がとりまとめられ、当該中間とりまとめの中で「大都市都市心部等の国際競争力強化や、大都市郊外部や地方都市の再生等により都市の価値の向上を図るため、市街地再開発事業が一層活用されるべきである。」と整理され、公表されたところ。これを受け、地方の魅力創出等を実現するための都市再開発法の改正を含めた都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を平成28年2月5日に閣議決定し、国会に提出させていただいたところ。	
36	深夜酒類提供飲食店の営業開始届出の運用合理化	深夜酒類提供飲食店の営業を行う場合に提出が必要な届出書の添付書類について、法令上規定されていない保健所の営業許可証の写しを届出時に求められる場合があるとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、深夜酒類提供飲食店営業の届出制度の適切な運用について指示する。	措置済み	警察庁	措置済	都道府県警察に対し、深夜酒類提供飲食店営業の届出制度の適切な運用について事務連絡を発出した。(平成27年6月2日発出)	—
37	古物商における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	古物営業法における古物商による相手方の真偽の確認方法として、電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法も認めるべきとの指摘について、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、その実施方法や古物営業法施行規則の改正の要否等について検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第措置	警察庁	措置済	電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法について、業界団体に対する聞き取り調査の結果、一定の需要が認められたことから、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)を改正し、古物商による相手方の真偽の確認方法として、当該方法を追加することとした。現在、同規則の改正案について、行政手続法に基づく意見公募手続を実施中である(4月9日まで)。	意見公募手続において提出された意見を考慮した上で、古物営業法施行規則の改正に向けた所要の手続を進める。